

## 第17回 山形県景観審議会 議事録

- 1 日 時 平成31年2月4日(月) 15時15分から16時30分
- 2 場 所 県庁11階 1101会議室
- 3 出席委員 山畑委員、阿部委員、高澤委員、早野委員、本間委員、守山委員、  
水戸部委員、和田委員(代) 8名
- 欠席委員 齋藤委員、荒木委員、遠藤委員、佐藤委員、シャウエッカー委員、  
渡辺委員 6名

### 4 審 議

(山畑会長代理)

本日の議事として、諮問事項が1件と報告事項が2件あります。

(議事録署名委員に、本間委員と水戸部委員を指名)

それでは審議に入ります。はじめに諮問事項であります、「山形県景観条例第7条に基づく山形県景観計画の変更について」についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

#### ■山形県景観条例第7条に基づく山形県景観計画の変更について説明(略)

【資料1】

(山畑会長代理)

はい、ありがとうございました。それではこの件について、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

それでは、ちょっと私からですが、資料1の13ページの上のスライドの“山形県と山形市の景観計画の相違点”という部分についてです。例えば山形県では高さ13メートル超が届出対象のところ、山形市では15メートル超が届出対象とあります。ここでいう相違点というのを少し確認したいのですが、今度の4月以降の山形市の景観計画では、カッコ書きの中心市街地景観・伝統的市街地景観の区域は500㎡超と記載しています(カッコ書き以外の部分は、県・市ともに1000㎡超と記載)。このカッコ書きの部分が相違になるということによろしいでしょうか。

(事務局)

県土利用政策課、課長補佐の高橋と申します。山形市さんの景観計画における届出の基準の違いについての御質問というふうに理解しております。委員の皆様のように「山形市景観計画(案)」という、色刷りの74ページの冊子をお配りしております。こちらの内容を事務局でとりまとめて、スライドの表を作成しております。山形市景観計画(案)には詳細が記載されております。具体的には28ページにございます。こちらに届出対象規模の記載があります。例えば28ページ①の“建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更”とあります。それから②の“工作物の新設、増築、改築等”とあります。これらについて、市街地ゾーンの中心市街地景観・伝統市街地景観の区域の場合と、それ以外の区域の場合に分かれております。①②について、高さの基準は、いずれも15メートルを基準としておりますけれども、面積の基準につきましては、①の区域は厳しくしていて、500㎡を超えるものについては届出の対象になり、②の区域は、1000㎡を超えるものを対象としています。1000㎡超という届出対象要件の方は、県と同じです。

さらに山形市さんでは、太陽光発電設備をその他の工作物とは区別してまして、太陽光発電設備は、モジュールの面積の和で、①の区域は 500 m<sup>2</sup>超のもの、②の区域では 1000 m<sup>2</sup>超のものを届出対象としています。29 ページには、開発行為等の届出対象要件が記載されています。こちらは市内全域同じ要件で、県と同じ届出要件になっています。

**(山畑会長代理)**

はい、ありがとうございました。細かいところ相違点、御説明いただきました。あとほかに何か質問・御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

特にないようでしたら、諮問事項、山形県景観条例第 7 条に基づく山形県景観計画の変更について、審議会として答申内容を取りまとめたいと思います。本件の諮問について、御異議のない方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。それでは挙手多数ですので、審議会として「異議なし」として答申をいたします。なお、答申文の内容につきましては、私と会長とで協議させていただくということよろしいでしょうか。

(一同意義なし)

ありがとうございます。それでは、ただ今の審議の中で、諮問事項についての御意見はなかったようですので、答申はそのような内容で協議させていただきます。

それでは、次に報告事項として、事務局から 2 点、一括して報告をお願いいたします。

**(事務局)**

■報告事項「やまがた景観物語おすすめビューポイント 5 3 について」及び「景観行政の進捗状況について」を説明 (略) 【資料 2・3】

**(山畑会長代理)**

それではただ今の報告について、何か御意見・御質問はございませんか。

**(水戸部委員)**

最初の説明の「やまがた景観物語」のほうへの質問をよろしいでしょうか。私は、市町村職員の立場ですので、そちらの方からの感想です。(水戸部委員が所属する) 大江町で、重要文化的景観の国選定を県内初ということでしたのですが、これについて、私は、選定のときからずっと担当させていただいております。重要文化的景観のピーアールは、観光客の方とか外部の方向けの取組みをしているのですが、「やまがた景観物語」もそういうターゲットで取組をされていらっしゃるのかなという印象を受けました。

私は、けっこう現場で、地元の方と直接お話しして、景観のほうの保全の仕事をさせていただいていますと、やはり地元の方の協力というか、地元の方への周知というのが一番実際は苦労しています。最終的な目標は、大江町でも交流人口の拡大などを挙げているのですが、見ていただく景観がなくなってしまうたら、外の方に来ていただいても見るものがないということで、地元の方にいかに景観を継承していただいくかということに一番苦労しています。

地元の方にとっては、その景観がすごく当たり前ということで、その価値が伝わっていないようで、文化的景観の調査のときも、「10 年前ならもっといろんなものがあつた」というようなことをたくさん言われたし、実際私も実感しております。

ぜひ、外の方に対するピーアールと一緒に、それを守るのに一番苦労している地元の方が価値を再発見して、「この景観はいいな、大事にしたいな」と言って、県外や外国の方に紹介していただけるような、(地元に対する) 取組みも分析して発信していただくと、市町村としてはありがたいのかな、と(市町村の) 文化財担当として、そういったことを感じました。

大江町の楯山というところにもビューポイントのQRコード付標識を付けていただいているのですが、この読取件数が100件を超えていないということで周知がなっていない・・・。ちょっと地元の間人としても力不足で申し訳ないな、なんて感じたのですが、実際入れ込み客数でいうと、100どころではなく数百人以上来ている大江町有数の観光地です。

楯山は史跡ですので、私も直接担当しているのでよく行くのですが、QRコード読み取りしたことが実はなかったのです。大変申し訳ないなと思って聞いていたのですが、ぜひ私たちとか、ボランティアガイドさんとか、地元に行っちゃると思うのですが、そういう方がよく楯山なんかもお客様を案内していかれて、恐らく50という数字（現在の読取件数）ですと、ボランティアガイドさんが数回案内すれば、あっという間に達成する数字です。

私たちがガイドさんとよくやりとりする中でも、そういうQRコード等のツールがあるということを一回も聞いたことがないので、恐らく知らないのかなと思います。

自治体ごとにボランティアガイドさん等が行っちゃって、そういう方がけっこうお客様を連れていかれているのかな、なんていう場所もこのおすすめビューポイントにはありますので、市町村を通してでも、地元のガイドさん等の組織なんかを活用いただきますと、QRコードの読み取り数等々が一気に伸びるのかな、という印象を、数字を見ていて受けました。

#### (山畑会長代理)

事務局何かございませんか。

#### (事務局)

はい、貴重な意見どうもありがとうございます。地元の地域との連携の点で、多少我々のほうでも至らないところではあるなと思っていてございましたので、ぜひ今後、こういった形で市町村さんのほうとの連携を深めたいなと思っております。楯山に関しましては、QRコードの標識が、あづま屋の壁に貼ってあるのですけれども、非常にそれを見つけづらいというところもありますので、その辺の工夫などしてほしいと思います。ぜひ地元のほうとの連携のほうも強化してまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

#### (山畑部会長代理)

はい、ほかにございますか。

#### (早野委員)

景観とはあんまりかかわっていないかもしれないのですが、ちょっとお尋ねしたいのですが、いま水戸部委員もおっしゃっていただいた、「やまがた景観物語」に関してです。このおすすめビューポイントは、主に車で訪れるということを念頭に置いていらっしゃるということでお聞きしました。車で訪れるということは、車がないと訪れられないということだと思います。

いま地元の方がもっとそれを知るといのは、本当に大切なことだと思います。ただ私も長年古民家とかをやってきた中で、そこに住んでいる人は、その価値が分からない。だからこそ、外から来た人たちがいると、「ああ、すごいんじゃないか」と気づくことが、いまだにあるんじゃないかと思います。なので、ぜひとも他県とか外国の方からも来ていただくというのはとても有意義なことだと思うのですが、車でないと行けないということに関して、何かどこかでハードルがあるような気がしますが、そのあたりではどのような是正措置をお取りになるつもりなのでしょうか。

#### (事務局)

はい、御意見ありがとうございます。車でアクセスできるようにというのは、県土整備部の事業ということもありますので、高速道路との連携とか、そういったことも若干片隅にはあるのですが、

やはりより多くの人から訪れてもらいやすいところとなりますと、少なくとも車では行ける、要は、駐車場から何メートルも歩いたりのぼったりしなくてもいいような、多少足腰が不自由な方でも、車で乗っけてきてもらえれば行けるようにとか、最低限は車では行けるようにというふうな、そういった意図があります。

公共交通機関が利用できる場所につきましては、バス停からの距離などの案内もしておりますが、インバウンドに関しましても、外国の方がレンタカーを使って巡るというふうな人も大分増えているというふうな話もありますが、車を使えない方は、特に外国の方は多いかと思っておりますので、(公共交通機関の案内は) 課題ということで、何かいい対応があれば、我々としても参考にしたいなと思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

(山畑会長代理)

はい。それでは守山委員。

(守山委員)

守山です。眺望景観資産というのと、それから「やまがた景観物語」のビューポイント、これは、ものは違うものなのですか。

(事務局)

別ものでございます。

(守山委員)

この眺望景観資産というのは、何か法的にしているものになりますか。

(事務局)

こちら山形県の独自の取組でございまして、山形県の景観条例の中で位置づけているものでございます。ただ景観法で位置づけているような景観重要建造物・樹木とは、また扱いが違ってくるようになっておりますので、諮問事項の話に戻りますけれども、山形市内にあるものにつきましても、山形市さんがよろしければ、引き続き県が指定を続けていくという、そういったものでございます。

(守山委員)

あと一点、眺望にすごく力を入れていらっしゃるのだと思うのですが、視点場からの見る場合の規制は作られているじゃないですか。この眺望景観資産に認定されている位置からの眺望に関しても、規制みたいなものはされているという状態なのではないでしょうか。それぞれのこの53のビューポイントと、それから眺望景観資産のポイントからの眺望面というのか、見える範囲の中で、どういう建物が立つとか立たないとか、高さだとか色だとか、そういったものの規制等はされているのでしょうか。

(事務局)

今のところは、条例で定める眺望景観資産とそのビューポイントともに、規制の部分では踏み込んでいないというか、規制というのは定めておりません。ただ山形県の景観計画の中では、眺望景観資産を定めたときには、その眺望景観資産を保全するための基準について、別途定めることができるということを規定はしております。ただ具体的に、眺望景観資産について、規制について強化している部分は今のところはございません。

(守山委員)

個人的には、規制はあまり良くないと思うのですけれども、実際そういう眺望景観資産として認定

されている部分の中に、壊される可能性があるものの計画が立ったときに、どうにもならないという話にならないように、あらかじめ規制じゃない話し合いを行うようにするだとか、その辺の準備はしておかれたほうが個人的にはいいのかなというふうに思いました。

#### (事務局)

ありがとうございます。特に眺望景観資産のほうですけれども、地域の方のまちづくり活動とか、眺望を守るための活動をされているような場所について指定をするというような方針がありまして、そういった方とともに景観を守るというか、何かあったときに、規制以外の方法で守っていこうというところを、普段からそういった意識づけがなるように、これからも周知活動とか、地元の方との協働なんかの部分をやっていきたいと思っています。

前段の諮問事項の説明がありましたように、県の景観計画の届出制度に、主要な道路から見た主要な山岳の眺望を保全する規制がありますので、ビューポイントと眺望景観資産とともに、眺望をどういうふうに守っていくかというのは、我々としても課題だと考えていて、やはり指定した以上、(眺望の保全を) 課題として意識はしていきたいと思っています。

#### (守山委員)

ありがとうございます。

#### (山畑議長)

ほかにございますか。

#### (高澤委員)

交流人口の拡大が一つの目的だというふうにお話あったんですけど、観光部局との連携ってどれくらいされているのかというのが一つ質問なのですが。

#### (事務局)

イベントとか、そういったものについての情報交換などをしております。それから一例を挙げますと、道の駅の案内の「車旅」というふうな冊子を道路部局が中心となって行っておりますけれども、そちらのほうにビューポイント、景観担当とそれから観光部局のほうが両方入った形で編集をしたりとか、そういった連携がされております。

#### (高澤委員)

先ほど車がない方(への対応)というお話ありましたが、もし人数を来てもらいたいというのであれば、例えばいまチャーター便で台湾からたくさん旅行客の方がいらしているので、そのバスツアーの方を呼んでくるとかというのは一つの方法かなというふうに思っています。

ただ、その景観の価値を分かってくれる人に来てもらうのが、私としては一番いいのかなというふうに思っています。例えば、このマップを見たときに、どれも素晴らしいのですが、人によって興味が違うので、歴史に関心がある人はこれとか、地形に関心がある人はこれとか、何かそんなふうに分類してみると、より人の趣向に沿って来やすくなるのかなというのが一点と、季節とか、あと時間によっても多分景観って全く違ってくると思います。例えば夏の朝に来るのがおすすめとか、そうやって絞って紹介していくと、そこに興味がある人が来やすくなって、よりその価値を認識してくれやすいのかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければなというふうに思います。

#### (山畑議長)

そうですね。この分析に関しては、例えば言語による分析で、国によって関心がある景観が違くと

か、まだまだ分析に対する余地はあると思います。それをうまく利用させていけばということですね。ほかにございますか。はい。

#### (和田委員 (代理))

2点。今のアクセス方法の質問とか提案というのがあったのですが、もう取り組まれている事例がこの貸し切りバスをチャーターして、プロカメラマンがいるフォトツアーというのをやられているようで、それをいま高澤委員のほうで、ちょっと発展させたらいいんじゃないかというような御意見だったと思いますけれども、私も同様の考えで、酒田港に大型旅客船来ていたり、あとは例えば冬場、雪道の運転が不案内な人がいると思うので、そういった雪道の不案内な方への雪まつりを撮影するためのツアーだとか、そういったことも企画するののも一つの方法なのかなというふうに感じました。

もう一点ですが、最初の資料の、資料2の2ページに、ビューポイントへの支援ということで、ここにピクトグラムの活用がありますが、「ピクトグラム」、非常にこれ分かりやすいようで、採用するのになかなか勇気がいるものでして、勇気がいるというのは、自らで独自のデザインするのってなかなか困難なものです。おすすめビューポイントのピクトグラムは、見たこともないピクトグラムなので、これは日本人が見て分からないということは、海外の人も分からなくて、見て分からないピクトグラムで意味がないので、これ採用するのにちょっと慎重になっていただければと思います。右上の写真は温泉マークですが、これ多分誰が見ても温泉だなというふうに分かると思うのですが、日本語が分からなくても、この絵を見れば分かるというようなデザインを採用していただければと思います。いま東京オリパラに向けて見直しとかも政府のほうでしていたりしますので、参考にいただければと思います。以上です。

#### (本間委員)

本間です。私、カメラマンをしているのですが、職業柄いろんなところで写真を撮ることが多くて、割と道なき道とか、本当に止めづらいところに車を止めて写真を撮るということもあるんですけど、今回このビューポイントというところをちょっと自分でも幾つか回ってみて、車で本当に行きやすいところだったりとか、駐車場の整備がきちんとされていて、すごく行きやすくていいなと思いました。あとやはり地元でも、庄内に住んでいるので、なかなか米沢とか、機会がなければ行かないところもある中で、ちょっと今回足を延ばしてみたりしてみたのですが、本当に新鮮な自然というか、素晴らしいところがいっぱいあるなと思っております。

今回、先ほど高澤委員からもあったように、この場所の説明を端的にするというよりは、やはりそのビューポイントの選定にもある、魅力的な物語があるかというのがすごくポイントになっていると思いますので、ストーリー性を持たせた紹介ですとか、テーマ性を持たせた紹介、ここに行ってどんな気持ちになれるかというところを、少し全面的に出してあげるといいピーアールになるのかなと思いました。以上です。

#### (山畑議長)

はい、よろしいでしょうか。(事務局へ)

そのほかございますか。

(意見なし)

はい、それでは本日の審議事項・報告事項は、以上で終了いたします。

ほかに何かございますでしょうか。

(意見なし)

はい、それではこれで審議を終わり、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

(事務局)

委員の皆さまには、長時間のご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

平成 31 年 2 月 4 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員